



医療機関等の管理者・事務担当者、医療従事者の皆様へ

# 業務従事者届のオンライン届出のご案内

インターネットによるオンライン届出が可能になります

- 従来は、主に紙による届出のみでしたが、今年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネット（医療従事者届出システム）によるオンライン届出が可能になります。
- 簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、積極的にご活用ください。
- 医療従事者届出システムへのアクセス方法や操作マニュアルなどについては、厚生労働省の専用ホームページをご覧ください。

## 【厚生労働省の専用ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/iryoku/iryokujujisha-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/iryokujujisha-todokede-sys.html)

神奈川県内に所在する医療機関は  
**令和5年1月1日以降**に医療従事者届出システムに登録してください

※ 業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。

※ 令和4年12月31日現在における業務従事状況等について、令和5年1月16日（月）までに届出をお願いします。

# オンライン届出の手順

## STEP 1

医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設IDを取得。

## STEP 2

事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。

## STEP 3

医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。

## STEP 4

**※STEP 4は令和5年1月1日以降に実施※**  
事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。

# オンライン届出のメリット

## ★医療従事者の方にとってのメリット

- 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

## ★事務担当者の方にとってのメリット

- 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。



オンライン届出をぜひご活用ください